

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成 27 年度	次回見直し予定	平成 32 年度
条 例 名		神奈川県観光振興条例			
条 例 番 号		平成 21 年神奈川県条例第 73 号	法 規 集	第 10 編第 5 章	
所 管 室 課		産業労働局観光部観光企画課			
条 例 の 概 要		この条例は、観光の振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現が極めて重要であることに鑑み、これに必要な観光の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めるものである。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定等を契機に、観光客の一層の増加を図ることが求められている中、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、観光客の増加と観光消費額の増大により、県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする本条例は、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例第 15 条に基づき、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興計画を定めている。当該計画には入込観光客数や観光消費額等を数値目標として掲げているが、当該計画に沿った施策の実施等によって平成 25 年には入込観光客数が過去最高を記録するなど成果を上げており、有効に機能している。 また、近年急速に増加する外国人観光客の一層の誘客を図る必要があるが、本条例第 13 条で観光客の受入体制整備や、第 14 条で外国人観光客の来訪促進が規定されているため、有効である。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例第15条に基づき観光振興計画を定め、観光審議会や広く県民等から意見を聴いた上で計画的に推進している。 また、当該計画に沿った施策の実施結果について、観光審議会の評価を受けるなど検証しており、効率的に推進している。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	「かながわグランドデザイン」のプロジェクトの柱「経済のエンジン」の中に「観光」が掲げられるとともに、本条例に基づく施策は、同グランドデザインの主要施策の政策分野「産業・労働」の施策体系に位置づけられており、基本方針に適合している。			
適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	本条例は、観光立国推進基本法の基本理念にのっとり、同法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触する内容は含まれていない。				

	その他	
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	